

部落解放同盟高知県連合会の要請書(2009年1月29日付け解高発第53047号)  
に対する回答

- 1 ・「同和対策審議会答申」、「96年地対協意見具申」に対する見解  
・今後の同和行政、人権行政推進についての見解

(1)「同和対策審議会答申」および「96年地対協意見具申」に対する見解を明らかにされたい。

(回 答)

昭和40年8月11日付けの「同和対策審議会答申」は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」ことを明確にしたものであり、その後の施策の基盤となった、歴史的に非常に意義深いものであると認識しています。

また、平成8年5月17日付けの「平成八年地域改善対策協議会意見具申」(「96年地対協意見具申」)は、「同和問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」として、現在の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定等、現在の法律や施策の基本となったものと認識しています。

県といたしましても、こうした経過や認識を踏まえ、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、また、人権が尊重される社会づくりを目指して、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

(2) また、今後の同和行政、人権行政推進についての見解を示されたい。

(回 答)

同和問題は、高知県における人権問題の大きな柱の一つであると考えております。

また、女性や子ども、さらには高齢者や障害者などに関わる人権侵害も依然として存在しています。

こうした認識に基づき、「高知県人権尊重の社会づくり条例」や「高知県人権施策基本方針」等に基づき、同和問題における差別意識の解消など、あらゆる人権問題に対する人権意識の高揚に向けて、引き続き、教育啓発などに取り組むこととしております。

- 2 ・高知県人権尊重の社会づくり条例、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画、高知県人権施策基本方針の積極的な具体化**  
**・被差別当事者の高知県人権尊重の社会づくり協議会委員委員への位置づけ**

**(1) 高知県人権尊重の社会づくり条例、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画、高知県人権施策基本方針の積極的な具体化をはかられたい。**

(回 答)

県では、「人権尊重の社会づくり条例」や「人権教育のための国連10年高知県行動計画」、「人権施策基本方針」に基づき、国、市町村、県民などとともに、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

今後におきましても、引き続き、人権教育及び人権啓発に粘り強く取り組んでまいります。

**(2) また、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員に被差別当事者を位置づけられたい。**

(回 答)

同和問題の解決のためには、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員であるか否かにかかわらず、同和関係団体をはじめ、様々な県民の方々からのご意見をお伺いしながら取り組んでいくことは当然のことと考えております。

また、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員につきましては、各人権課題ごとに1名としているところではありますが、同和問題に係る委員の方につきましては、同和問題に永く関わってこられた方であり、かつ専門的な知識を持っている方であると考えております。

- 3 ・全国人権同和行政促進協議会への加入**

**他県等からの情報を得るとともに、同和行政・人権行政推進上の課題を明らかにし、必要なものにあつては国等への働きかけを行うために、全国人権同和行政促進協議会へ加入されたい。**

(回 答)

現在、同協議会におかれましては、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、関係機関への要請などの活動をされていると承知しています。

しかしながら、本県が同会を脱会した平成13年度以降において、脱会する県、市が多く出ている状況にあり、平成21年4月1日現在においては、中四国すべての県・市が加入していない状況にあります。

こうした状況を勘案し、現時点での再度の加入は考えておりません。

**4 ・ 部落差別による人権侵害の被害救済についての見解と対応**  
**・ 部落差別事象の発生防止についての見解と対応**

**部落差別による人権侵害の被害救済と部落差別事象の発生防止についての見解と、それへの対応について示されたい。**

(回 答)

**【人権侵害の被害救済について】**

人権に関する法律は、現在、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されていますが、本法は人権教育や人権啓発を目的としたものであり、人権侵害の被害救済を目的としたものではありません。

こうしたことから、人権侵害された場合の被害者に対する実効ある救済措置が必要であると考え、平成14年11月に、「実効ある人権擁護法の早期成立についての要望書」を法務大臣あてに提出しており、また、その後（H14～）においても、全国知事会の提案・要望事項として、引き続き、実効ある法の早急な整備を国に求めているところです。

**【部落差別事象の発生防止について】**

人権が尊重される社会をつくっていくことは、誰もが願っていることであり、県では平成10年に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権尊重の社会づくりを目指して人権教育及び人権啓発に取り組んできました。

しかしながら、現在においても依然として「差別落書き」や「差別発言」といったことが起きていることは大変に残念なことであり、今後においても県民の差別意識の解消に向けて取り組んでいくことの必要性を痛感しているところであります。

今後におきましても、そうした現状を踏まえ、県民の差別意識の解消に向けて、国をはじめとする関係機関と連携を取りながら、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

**5 ・ 部落差別の現状認識・部落差別の実態把握について**

**今日的な同和問題解決の課題を明らかにするために実態調査を実施されたい。**

(回 答)

地対財特法失効後は地域や人を特定せずに、行政課題ごとに施策を実施しています。

したがって、施策ニーズを把握するための調査が必要な場合は、行政課題ごとに行うこととなります。

なお、県民に対する差別意識の解消に向けた啓発については、定期的に県民の人権意識を把握しながら、取り組んでまいります。

## 6 ・ 隣保館の活性化

隣保館の活性化をはかられたい。

(回 答)

「隣保館の設置及び運営について」(H14.8.29 厚労省事務次官通知)において「隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする。」と位置づけられています。

従いまして、県といたしましては、隣保館がそうした目的を果たせるよう、国の補助制度を活用し、隣保館の運営補助、訪問指導及び研修の実施などにより適正な運営の確保に努めています。

## 7 ・ 戸籍等不正請求防止のための「本人通知制度」の実施について

県から市町村へ戸籍等不正請求防止を目的とした「本人通知制度」実施について要請をおこなわれたい。

(回 答)

1 戸籍事務につきましては、各市町村の窓口において、取り扱っておりますが、この事務は国の仕事を市町村が受託して行っているものです。そのため県による助言等の関与は認められていないところでございます。

2 一方、市町村の自治事務であります住民票の写し等の交付に関しましては、従前の、何人でも請求できるとしていた制度を見直し、個人情報保護に則った制度として再構成するとともに、本人確認の厳格化や制裁措置を強化することにより、なりすまし等、不正な手段による請求の防止を図るための改正法が平成20年5月1日から施行されています。

特に、本人等による請求や公用請求以外のいわゆる第三者からの請求につきましては、個人情報保護の観点から、自己の権利行使や義務履行に必要な場合など正当な理由がある場合に限定されるなどの改正がなされたところです。

なお、本改正の中には「本人通知制度」は盛り込まれておりませんが、改正法施行後1年間、県内の市町村において不正請求の事案が発生したとの報告は受けられておりませんので、現行の手続を踏むことで、不正請求防止の機能は果たしているものと考えております。

## 8 ・グーグル・ストリートビュー問題について

グーグルの地図サービス（ストリートビュー）（SV）が2008年8月から始まった。SVが部落差別、人権侵害の手段として悪用されることが危惧されるが、県の認識と対応策について明らかにされたい。

(回 答)

当該サービスについては、プライバシーの保護や防犯といった観点から、地方議会による国等への意見書の提出など、様々な取り組みがなされてきています。

高知県議会においても、先の2月定例会において「インターネット地図情報提供「サービス」における地域安全に関する意見書」が全会一致で採択されたところ です。

また、市議会議長会や市長会も国に要望書を提出するなど、当該サービスに対する県内の動きも活発化してきています。

現在のところ、本県はサービス対象地域とはなっておりませんが、こうしたサービスが人権侵害につながることを防ぐようなインターネットの環境整備が必要であると 考えております。

今後のグーグル社の対応、さらには既にサービスの開始されている都道府県や 国の動向などを踏まえながら、適切に対応していきたいと考えております。

## 9 ・高校奨学金制度について

(1) 同和地区の生徒をはじめ厳しい立場の子どもたちが経済的理由で進学を断念することが生じないように、入学一時金を制度に組み込むなど奨学金制度の更なる改善を図られたい。

(回 答)

\*教育委員会が別途対応

(2) 奨学金制度や生活保護家庭の高等学校等就学費給付制度の周知徹底を図るよう、市町村や学校現場に徹底されたい。

(回 答)

1 これまで、保護の実施機関に対し、制度運用の具体的な内容の周知と制度創設の趣旨に則った適正な運用が図られるよう、事務所実施方針ヒアリング、事務監査、事務連絡会、研修会等あらゆる機会を捉えて、指導・助言を行ってまいりました。

2 今後とも、制度の適正な運用を徹底するために、保護の実施機関に対し指導・助言を継続していくとともに、市町村や教育委員会への周知徹底に努めてまいります。

部落解放同盟高知県連合会の要請書(2009年1月29日付け解高発第53044号)  
に対する回答

**・公営・改良住宅の家賃(使用料)値上げ問題について**

**(1) 同和地区内の公営住宅入居者への影響を明らかにされたい。**

(回 答)

- 1 平成19年12月の公営住宅法施行令改正は、全国的に見て収入が低い世帯が増加し、住宅困窮者が公営住宅になかなか入居できない状況になっていることを踏まえ、行われたものです。
- 2 地域改善対策特定事業として実施されてきた事業が平成13年度で終了したことに伴い、全ての県営住宅を同じ基準で管理しています。
- 3 既存入居者への影響についてですが、入居収入基準や規模係数の見直し等により、県営住宅全体で、家賃が上昇する世帯が約29%、そのうち新しい収入基準で収入超過者・高額所得者は約8%から約15%に増加します。  
なお、今回新たに収入超過者となる世帯については、収入が大きく変らなければ平成25年度までは割増家賃は加算されません。
- 4 入居者のうち約71%は家賃上昇がありません。

**(2) 大幅な値上げを避けるための激変緩和措置の実施、家賃減免制度創設・充実など具体的な対応策を示されたい。**

(回 答)

- 1 県では既存入居者の負担をできる限り抑えるため、家賃を5年間で段階的にあげていく国の激変緩和措置に加え、上昇額が大きくなる世帯については7年間で段階的にあげていく更なる激変緩和措置を行っていきます。
- 2 これらの措置により家賃が上昇する世帯の1年目の平均上昇額は約530円となります。